

自動車の保管場所証明申請に係る添付書類の取扱い変更内容について

1 理由書の廃止

申請者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由、保管場所証明申請の再申請理由、保管場所証明書の再交付理由等の記載をお願いしていた「理由書」について、作成、提出を求めないこととします。

2 申請者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合の対応について

申請に来られた方にその理由を聴取するとともに、次のいずれかの方法により確認をします。

なお、自動車保管場所管理台帳を提出している自動車販売業者による申請等、書面を確認することなく使用の本拠の位置の実態を確認済みとして対応する場合がありますので、申請を行う警察署へお問い合わせください。

(1) 使用の本拠の位置の実態を疎明する書面により確認をする場合

書面の具体例については、次のものが考えられます。

ア 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等

イ 使用の本拠の位置を宛先として配達された郵便物

ウ 上記の他、居住、営業活動等の実態を疎明できる書面

(2) 使用の本拠の位置の実態を保管場所の現地調査により確認をする場合

保管場所の現地調査において申請者、同居人、従業員等と面接することにより確認をします。

3 参考事項

(1) 不在等の理由により、現地調査において面接することが難しい場合は、上記2(1)により確認をしますので、例示した書面の準備をお願いします。

(2) 上記2(2)の場合、現地調査の時間指定は行っておりませんので、ご留意願います。

(3) 保管場所証明申請の再申請及び保管場所証明書の再交付の理由は、申請に来られた方にその理由を聴取します。

(4) 届出人の住所と使用の本拠の位置が異なる保管場所届出を受理する際は、その理由を聴取しますが、上記2(1)に例示した書面による確認は行いません。